

平成25年度公益財団法人成田市農業センター事業計画は、次に定めるところによる。

## 事業計画

### I. 事業活動方針

農業従事者の高齢化、後継者不足による農業労働力の減少等から、農業の担い手が脆弱化しており、早急な担い手の育成確保が重要な課題となっている。

こうした中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、担い手対策等における本センターの果たすべき役割が、ますます重要となっている。

このことから、農地利用集積円滑化事業を中心として、事業全体について、効率的かつ効果的に事業等を実施していくことが緊要である。

このため、ワンフロア化等への関係機関・団体の更なる連携強化を図り、幅広い関係者による話し合い等により、連坦化した農地の利用集積等を加速的に進め、多様な担い手の育成確保等に取り組んで行くものとする。

また、公益法人制度改革に伴い、本センターの事業活動等の公益性と継続性を確保するため、新公益財団法人としての認識を新たに、実績及び事業評価等を行い、適切な事業等の管理運営を図るものとする。

### II. 事業内容

#### 1 地域営農体制の確立に関する事業

農業関係機関・団体等の連携の強化を推進し、地域営農体制として地域農業の農村マネジメント活動のシステムを整備するとともに農業農村活性化推進機構として体制を確立する。

##### (1) 農業関係機関・団体等の連携強化の推進（推進機構の充実）

関係者の役割分担と協力等により、支援体制及び情報等の一元化（ワンフロア化・ワンストップサービス）を図り、地域農業・農村振興の推進体制を充実する。

連携会議等（定例会）の開催や農業再生協議会・担い手支援協議会等への参加及びその他関係機関団体との連携した取組みの運営等

##### (2) 地区協議会の運営 JA支所単位（6協議会） 2回 （6月・2月）

##### (3) 農業センター推進員等による活動促進 通年

##### (4) 農地の受け手会議（認定農業者の組織化含む。）の開催

##### (5) 農地の出し手会議の開催

#### 2 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業・農地売買等事業）等及び農作業受委託の促進に関する事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業・農地売買等事業）等及び農作業受委託の促進に関する事業等を実施し、農業経営基盤の強化を促進する。

- (1) 農地売買等事業（貸借事業）・農地所有者代理事業 通年  
 推進機構等の活動の充実と、地域営農支援情報システムとしての地図情報システム（マッピングシステム）の合理的運用を基礎として、農業経営基盤強化促進事業等と連携し、利用権設定等促進事業を活用するなど、貸借(転貸)により、担い手への農用地利用の集積を図る。 目標面積 50ha
  - (2) 集落推進活動等事業  
 法人化等の支援、集落営農の検討・研究等及び特化集落等の状況調査
  - (3) 管理耕作の支援  
 利用手法及び管理委託等の検討・研究
  - (4) 農作業受委託促進事業（仲介、斡旋等）
  - (5) 市町村農業公社等情報交流センター（全国）及び千葉県農地利用集積推進連絡会議への参加・連携
- 3 農業経営体・農業法人等の育成に関する事業  
 将来農業経営体（法人化等）に移行すると見込まれる地域農業集団や認定農業者等の担い手を育成する。
- (1) 生産組織・地域農業集団（営農集団）等農業経営体の育成  
 農用地の有効利用や農業機械の共同利用等を通じて営農の組織化等を促進し、地域営農集団等を各地区の核として育成する。  
 先進地視察研修会の実施等
  - (2) 認定農業者等担い手の育成支援（農業経営改善計画の作成、営農相談会等）  
 農業経営改善計画の作成会（講習会等） 年4～5回
  - (3) 法人化の促進、経営改善の強化
    - ア 青色申告講習会等の開催（2月）
    - イ 法人化及び集落営農に関する研修会等
    - ウ 農業経営基盤強化研修会  
 経営基盤強化促進大会及び担い手研修会等の参加・実施
- 4 地力増進及び農業機械・施設の共同利用等の促進に関する事業
- (1) 地力増進対策の促進（JAとの連携）  
 土壌診断の実施 30点
  - (2) 遊休農地等利活用の推進  
 景観作物栽培支援（種子の配布等）
  - (3) 農業機械士等及び機械施設利用組織の育成支援並びに農業機械施設利活用の調査研究
  - (4) 県農業機械研修制度の活用及び農業機械安全講習会の開催
  - (5) 水稻育苗ハウス等高度利用の支援  
 水稻育苗ハウスの活用（施設ぶどうの栽培からミニ産地化へ）
- 5 営農・農地情報等の提供及び農業者、新規就農者等の育成・研修に関する事業
- (1) 農地銀行活動等の連携
  - (2) 営農農地情報及び農政の動向等の資料配布等
  - (3) 広報活動  
 センターだよりの発行（2回：10月・3月）及びJA広報誌の活用による情報提供

- (4) 地図情報システム（電算データの整備）の活用
  - (5) 各種情報提供のIT活用等の支援  
農業センターホームページの活用により、各種情報の提供と担い手農家等の情報の受発信を支援する。
  - (6) 新規就農者の育成等支援（相談会等）
  - (7) 援農ボランティア制度の検討調査
- 6 環境保全型農業の推進に関する事業
- 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、未利用資源の利活用の促進・土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用の節減等による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業・循環型農業の展開を図るとともに農業農村の持つ多面的機能の一層の発揮に努める。
- (1) 未利用資源を利用した堆肥づくりの実験調査  
実験プラント「堆肥土づくり実践館」での学校給食センターの野菜残し等を利用した堆肥づくり・土づくり等の試験調査
  - (2) 堆肥土づくり実践館利活用の検討
  - (3) 堆肥生産利用組合等支援（優良堆肥の製造・利用及び作物栽培試験等）
  - (4) エコファーマー等環境にやさしい農業の調査
  - (5) 堆肥情報の提供（畜産農家の協力）
- 7 地域特産物の研究開発及び商品化等に関する事業
- (1) 良質米生産への取組み支援  
食味コンテストの開催
  - (2) 農産物加工の調査研究・支援  
農産物の商品開発等の取組みの支援・検討
  - (3) 農産物流通調査研究（直売事業等の支援）  
農産物直売組織等連絡会の開催・運営等
- 8 市民農園・体験農園等及び都市と農村の交流促進等に関する事業
- (1) 食と農、都市と農村の共生・対流  
「食」の安全と安心の確保及び「食」を支える「農」の基盤強化について、都市と農村の双方向からの取組み（農業ヘルパー・ボランティア制など）を検討する。また、直売所活動と消費者交流及び農村滞在型余暇活動の方向性を検討する。
  - (2) 食育の促進  
農業を支え、応援しようとする者の意向把握等により、食と農の応援団等地域が支える農業、食育の促進に努める。
- 9 その他目的を達成するために必要な事業
- (1) 経営構造対策事業フォローアップ（事後活動）の支援  
地図情報システムの拡充等（各種情報のデータベース化等）
  - (2) 農業センタービジョン及び農業センター事業推進プラン等への取組み  
担い手対策としてのJA出資型農業生産法人導入の検討を促進する。  
JA出資型農業生産法人検討会議等の開催